



## 《 新型コロナウイルス関連情報》

### 「邑南町新型コロナウイルスの影響による 減収事業者支援金」（邑南町単独事業）

#### 【目的】

2020年1月から新型コロナウイルス感染症が発生し、今日まで町内の経済に大きな影響を及ぼしています。こうしたなか、国、県をはじめ邑南町においても、2020年から各種の支援策を講じてきましたが支援策の行き届いていない事業者に対して更にきめ細かな支援を行うため、町内の経済状況調査を町独自で実施しました。この結果に基づき支援が行き届いていない事業者に対して支援金を給付することにより今後の事業継続の下支えを行い、町内の生活機能の維持に寄与することを目的としています。

#### 【給付対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で次のすべてを満たす町内の全事業者

- ①町内に本社が所在し事務所又は事業所を有する方
- ②中小企業基本法に掲げる株式会社、有限会社、合同会社等の法人及び個人並びに一般社団法人、農事組合、協同組合等の方
- ③2020年と2021年の売上高又は売上総利益が2019年の売上高又は売上総利益より両年ともに減少しているかつ、どちらかの年が10%以上減少している方
- ④2019年の売上高が100万円以上ある方
- ⑤2019年から2021年の事業収入について、確定申告若しくは決算申告又は町民税・県民税申告している方
- ⑥2019年12月末日より以前に創業を開始している方
- ⑦本支援金申請以降も営業を行う計画がある方

※売上高＝収入金額、販売金額、家事消費、雑入等を含めたものです。

※売上総利益＝上記の売上高から仕入れ等の売上原価を引いたものです。

#### 【申請書の提出】

- ① 邑南町役場 本庁 産業支援課
- ② 邑南町役場 瑞穂支所 施設管理グループ
- ③ 邑南町役場 羽須美支所 施設管理グループ

## 【支援金額】

### 【個人事業者】

2019年の売上高	支援金額
100万円以上1,000万円未満	10万円
1,000万円以上5,000万円未満	15万円
5,000万円以上	25万円

### 【法人事業者】

2019年の売上高	支援金額
100万円以上1,000万円未満	13万円
1,000万円以上5,000万円未満	20万円
5,000万円以上1億円未満	30万円
1億円以上	50万円

## 【申請受付期間】

令和4年9月12日(月)～令和4年11月30日(水)まで

詳しくは邑南町公式HPを御覧になるか役場産業支援課商工観光グループ（0855-95-2565）へお問い合わせください。

## 取り組んでいますか？ サイバーセキュリティ対策

サイバー攻撃は都会の大企業だけの問題ではありません。県内企業でも、ランサムウェアやEmotetへの感染を狙うメールなどのサイバー攻撃の被害が報告されています。サイバー攻撃を防ぐために、セキュリティポリシーの策定など

### 組織的なサイバーセキュリティ対策

をお願いします。

警察では、中小企業の皆様に必要なサイバーセキュリティ対策をとってもらうため、出前講座を実施しています。出前講座を希望される場合は、最寄りの商工会、警察本部サイバー犯罪対策課又は警察署生活安全課へご連絡ください。

また、不審なメールが届いた、ウィルスに感染した等の場合は、警察本部又は最寄りの警察署生活安全課に通報・相談してください。

島根県警察本部サイバー犯罪対策課（代表0852-26-0110）

★邑南町商工会ホームページにて  
各種支援メニューなどご案内しています。  
ぜひ、ご覧ください！

邑南町商工会



# ★ 販路拡大支援 ★

令和4年度 地域力活用新事業創出支援事業

「全国特産品フェア in NAMBA なんなん」の出品者募集について

この事業は、中小・小規模事業者等の売上増加や長期化するコロナ禍により影響を受ける事業者の事業継続と回復を支援することを目的として、首都圏や地方都市の商業施設等と連携したポップアップストアを展開するものです。

本催事では、今後外出・旅行需要が拡大していくこと、併せて全国から多くの観光客が集まるという開催場所の特性を踏まえて、「きて みて たのしむ」をテーマに、関西の消費者へ地域特産品の販売・PRを行います。

1. 事業HP <https://www.canvas-shokokai.jp/service/btoc/2528/>
2. 募集期間 令和4年11月1日(火) ~ 令和4年11月30日(水) 17:00
3. 会 期 令和5年1月25日(水) ~ 令和5年2月23日(木)
4. 会 場 NANBA なんなん 地下1階イベントスペース
5. 募集数 70事業者、140商品程度
6. 申込書送付先・出展に関するお問合せ先  
ポップアップストア事業 NAMBA なんなん運営事務局（株式会社カウンターワークス）内海  
メールアドレス：[uchimi@counterworks.jp](mailto:uchimi@counterworks.jp) TEL：090-9131-4283

会員の皆様へ商工会からお知らせです

商工会費（後期）の口座振替を  
**12月12日(月)**にさせていただきます。  
よろしくお願いたします。



# 子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



子育てしやすい職場づくり奨励金

奨励金

**10**万円 [1制度導入] 上限 20万円

主な要件

次のア・イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、  
令和4年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度

(対象) 18歳までの子どもがいる労働者  
(実績) 対象者1名が合計8時間取得

イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)

[代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ]  
(対象) 3才以上小学6年生以下の子どもがいる労働者  
(実績) 対象者1名が合計20日間利用

※申請期限:支給要件を満たした翌日から6か月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも  
活用していただくことができます。



**対象事業者** 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等  
(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

**対象事業所** 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590

# 出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

出産後職場復帰奨励金

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

労働者30人未満の事業所、かつ  
初めて本奨励金を申請する事業所の場合

左記以外の常勤労働者  
50人未満の事業所

**20**万円/人

**10**万円/人

主な要件

- ・育児休業を3ヶ月以上取得し、  
職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に  
今後も取り組むこと
- ・申請期限:支給要件を満たした翌日から6か月以内

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17か月以上

育児休業3か月以上  
17か月未満

育児休業3か月未満  
または産休のみ

**40**万円/人

**20**万円/人

**10**万円/人

主な要件

- ・産前産後休業または育児休業を取得し、  
職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に  
今後も取り組むこと
- ・申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内